



## 社会保障協定について

### 第162回

星野さん：みらいさん、こんにちは。弊社では、韓国の現地法人への社員の出向を考えています。日本の社会保険に加入している場合でも、韓国の社会保障制度へ加入する必要があるのでしょうか。

みらい：まず、日本から海外に派遣される者に対する社会保険の取り扱いからご説明しましょう。日本から海外の現地法人に赴任する場合、赴任先の国の社会保障制度に加入する必要があります。しかし、健康保険や将来の年金受給の観点から、海外赴任中も引き続き日本の社会保険に加入しているケースがあります。そのため、結果的に日本と海外の社会保障制度に二重加入することとなり、保険料も二重で負担しなくてはならないことがあります。また、年金を受給するためには、一定の期間社会保障制度に加入していなければならない場合があり、保険料の掛け捨てといったことがおこります。そこで、こうした問題を解消するため、いくつかの国々とは二国間で「社会保障協定」を締結しています。韓国との間でもこの協定を結んでいます。

星野さん：「社会保障協定」ですか。具体的にどういったものなのか教えてください。

みらい：はい。わかりました。社会保障協定を締結している国同士では、原則、就労する国の社会保障制度のみに加入することになります。たとえば、日本の企業から協定相手国の現地法人に派遣された場合には、相手国の社会保障制度のみに加入することになります。ただし、5年を超えない見込みで協定相手国に派遣される場合には、例外規定が適用され、引き続き日本の社会保障制度のみに加入し、相手国の社会保障制度加入が免除されます。年金については、年金を受けるために必要とされる加入期間は、日本と相手国との年金加入期間が相互に通算されることとなります。なお、相手国の社会保障制度加入が免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。会社から年金事務所へ「適用証明書交付申請書」を提出してください。審査の結果、申請が認められた場合には、「適用証明書」が交付されます。

星野さん：今回、韓国への出向は5年間の予定なので、申請が認められれば、日本の社会保険制度に引き続き加入し、韓国の社会保険制度加入は免除されると

いうことですね。

みらい：そのとおりです。ただし、韓国については、年金加入期間の通算は行われません。また、健康保険(医療保険)については、年金のように日本で加入していれば、韓国で適用除外可能となる制度はありません。

星野さん：もし、当初の予定の5年を超えて出向することになった場合は、どのようになりますか。

みらい：延長申請を行い、両国の合意を得ることができれば、引き続き相手国の社会保障制度加入が免除されます。合意が得られなかった場合には、日本の社会保険の資格は喪失し、相手国の社会保障制度のみへの加入となりますが、「厚生年金特例加入制度」により、任意で日本の厚生年金に加入することができます。

星野さん：そうなのですね。ところで、韓国以外に社会保障協定が締結されている国はどこでしょうか。

みらい：協定の発行状況は下図のとおりです。現在、韓国以外のアジアの国との間では協定は結ばれていません。

図：社会保障協定の発効状況

協定が発効済の国	ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス、カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド・ブラジル・スイス・ハンガリー
署名済未発行の国	イタリア・インド

星野さん：わかりました。ありがとうございます。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ  
みらいコンサルティング株式会社  
税理士法人みらいコンサルティング  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング  
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所  
霞が関司法書士事務所  
〒100-6004  
東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階  
TEL : 81-3-3519-3970 (代)  
FAX : 81-3-3519-3971  
URL : <http://www.miraic.jp/>